

第2回定例会 会議録

会期 自 令和 7年 6月 9日
至 令和 7年 6月 17日
(9日間)

第2回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果)	2
	一般質問通告書	3
第1日	(招集、上程、説明、報告、委員会付託)	
	招集挨拶・報告	6
	議第39号40号(条例)	9
	議第40号～43号(補正予算)	9
	陳情第2号～4号	10
第3日	(一般質問)	
	第6番 井出 光 議員	12
	第9番 大西 たま子 議員	16
	第4番 渡邊 亜子 議員	20
	第2番 川上 真人 議員	28
	第7番 由井 基治 議員	32
第9日	(質疑、討論、採決、委員長報告、追加議案)	
	議第39号40号(条例)	35
	議第40号～43号(補正予算)	36
	陳情第2号～4号	38
	(追加議案)	
	議第44号(条例)	40
	議第45号～46号(事件)	41
	議第47号(固定資産評価委員会委員の選任)	43
	議第47号(副村長の選任)	44
署名		47

令和7年 川上村議会 第2回 定例会議事日程

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	会議録署名議員の指名 4 番議員、5 番議員											
第 2	会期の決定 (6 月 9 日～ 6 月 1 7 日までの 1 1 日間)											
第 3	諸般の報告											
	(1) 村長の招集挨拶及び行政報告											
	(2) 議長行政報告											
	(3) 一部事務組合報告											
	(4) 監査報告											
	(5) 令和6年度川上村繰越明許費繰越計算書報告											
	(6) 専決処分報告											
第 4	一般質問 (別紙通告書のとおり)											
第 5	議第39号 資金積立基金条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 6	議第40号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 7	議第41号 令和7年度 川上村一般会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 8	議第42号 令和7年度 川上村国民健康保険特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 9	議第43号 令和7年度 川上村訪問看護事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 10	陳情第2号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11	陳情第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 12	陳情第4号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【追加議案】

追加 1

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	議第44号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 2	議第45号 令和7年度 川上村デジタル防災行政無線 (同報系) 設備更新工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3	議第46号 川上村営バス車両の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 4	議第47号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 5	議第48号 川上副村長の選任・同意について	同意	無記名による投票 賛成 9 票									

令和7年川上村議会第2回定例会一般質問通告書

通告番号	質問要旨	質問者	所要時間	答弁者
1	1. 物価高騰支援事業について ①農業者・商工業者への物価高騰対策支援事業は実施されているが、他の村民を対象とした支援事業を行う考えはあるか。	第6番 井出 光	15分	村長
	2. 奨学金制度について ①川上村の奨学金制度は、高校生・高等専門学校生が月額30,000円、大学生・短大生・専門学校生が月額40,000円となっているが、この貸与額はいつからこの金額で、今後改定の予定はあるのか。 ②現在、何名が奨学金制度を利用しているのか。 ③村民にもっと活用してもらうためには、村民への積極的な周知や貸与金額・返済方法など制度自体の改正、もしくは給付型制度の新設などが必要と考えるが如何か。		15分	村長 教育振興課長
2	1. 川上中学校部活動の地域移行について ①令和9年度からの実施に向け、南佐久地域ではどのように進められているのか。 ②地域移行により、保護者の金銭的、送迎などの負担増が考えられるが、村として支援策は考えているのか。 ③指導者が村外に出向いて指導に当たる場合の報酬はどのようになっているのか。 ④部活動の希望がある生徒が諸事情により参加できない場合、どの様な対応を考えているのか。	第9番 大西 たま子	20分	教育振興課長
3	1. AED設置と活用体制の強化について ①村内の公共施設などに設置されているAEDの設置場所及び利用可能時間について、村としてどのように把握し、管理しているのか。 ②夜間や休日などにおいても、住民が安心して使用できるAEDの設置・運用体制について、村として今後の方針を考えているのか。	第4番 渡邊 亜子	20分	総務課長
	2. 自主防災組織の立ち上げと村の支援体制について ①村として、自主防災組織の必要性をどのように捉えているか。 ②住民が初動で連携できるような体制（避難所の鍵管理、安否確認、炊き出し分担など）を、村の防災計画の中でどのように位置づけているか。		20分	総務課長
4	1. 有害鳥獣駆除に対する村の対応について ①村ではワナの免許取得に対する補助をしているが、実際に免許取得にかかる費用と補助金はいくらか。 ②猟友会員の高齢化と減少により、駆除活動も思うように進まない現状に対して、村はどのように考えているのか	第2番 川上 真人	15分	産業課長
5	1. 空き家対策について ①平成29年度の空き家調査により、村内における空き家は約120軒、内適切に管理されていない空き家が約20軒程度と認識されている。今月から9月まで新たに調査を実施するとの事だがこれまでの空き家調査と異なる点は何か。 ②村の空き家対策として今年3月に「川上村空き家なんでも相談窓口」が開設されたが、現状の申し込み状況はいかがか。	第7番 由井 基治	15分	むらづくり推進課長

招集年月日	令和7年6月9日			
招集の場所	川上村議事堂			
会期	令和7年6月9日 午前10時00分から 令和7年6月17日 午前11時15分まで			
出席議員	1番	中嶋 治樹	6番	井出 光
	2番	川上 真人	7番	由井 基治
	3番	古原 和哉	8番	林 克比古
	4番	渡邊 亜子	9番	大西 たま子
	5番	渡邊 正	10番	由井 秀樹
欠席議員	なし			
不応招議員	なし			
会議録署名議員	4番 渡邊 亜子		5番 渡邊 正	
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 由井 明彦 副 村 長 教 育 長 藤原 克朗 会 計 管 理 者 原 恭司 総 務 課 長 由井 正一 税 財 政 課 長 高見澤 光 むらづくり推進課長 原 岳司 産 業 課 長 中嶋 昌哉		建 設 課 長 藤原 英紀 保健福祉課長 由井 康奈 診療所事務長 中嶋 豊 保 育 所 長 篠原 正和 教育振興課長 長崎 治 統合小学校推進室長 遠藤 亮治 生涯学習課長 原 達也	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出 智博 書 記 日向 秀仁			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年川上村議会第2回定例会（第1日）

令和7年6月9日

開会 午前10時00分

開 会 宣 言

○議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。

今日は全員の出席を得ております。ただいまから、令和7年第2回定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。

最初に会議録署名議員を指名いたします。

4番 渡邊亜子さん、5番 渡邊正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りをいたします。

会期につきましては、過日6月5日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 渡邊 正君。

○議会運営委員長（渡邊 正君） おはようございます。議会運営委員会から第2回定例会の運営につきましてご報告いたします。

6月5日に役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日9日から17日まで9日間といたしました。

一般質問は、6月11日に予定しまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりです。

上程される議案は、条例案2件、令和7年度各会計補正予算案3件、陳情が3件の計8件です。

すべての案件について、本日上程し、17日に質疑、討論、採決の予定であります。

慎重な審議と議論、またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、報告といたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 議会運営委員長から、会期は本日から6月17日までの9日間とする旨の報告がございました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、委員長の報告のとおり本日から6月17日まで、9日間と会期を決定いたします。

諸般の報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、諸般の報告に入ります。

最初に、村長挨拶、及び行政報告を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 改めておはようございます。

6月に入り野菜の出荷もはじまり、いよいよ川上村の最盛期を迎える準備に入りました。気象庁の予報では、今週にも関東甲信地方は梅雨入りとなり、不安定な天候が続くことが予想されております。私の中では梅雨と言えば、しとしとと毎日雨が降るイメージでしたが、昨今は温暖化等の影響もあるのか、線状降水帯が頻繁に発生し、集中豪雨となり、全国各地に大規模な災害をもたらしております。これらを迎える梅雨や集中豪雨、台風において情報を周知し、有事の際には的確な情報により避難行動に結び付けられるよう周知をまいります。

今議会に提出いたしました議案の説明に先立ちまして、最近の村政を取り巻く情勢などについて申し上げます。

まず、国政の動きについてでございます。昨年から引き続き米不足による価格高騰が続き、政府は3月に備蓄米の放出を始めました。しかし流通の安定化が図れず、価格は上げ止まりの状況となっており、農水大臣交代が契機にスピード感をもった政策として、これまでの入札方式から随意契約方針に交替し、2,000円台の備蓄米が店頭で並ぶようになってきております。

しかし、これはあくまでも現在の緊急事態を防ぐ方策であり、今現在の米価高騰を抑えるような状況になっていないことも事実であります。一方で、生産者側から見ると、米価が上がり収入が増えることは歓迎するところであります。消費者と生産者双方が納得できる価格を保つことは、市場経済において難しいことは改めて証明をされた事例となっております。

本村の野菜産業も同様の課題を抱えており、5月中には都内で70円台のレタスが販売されておりました。今年の初出荷から廃棄作業に終わるなど、大変厳しい状況となっております。昨年の5月に成立をした「改正食料・農業・農村基本法」では、生産次第では人件費が高騰する中、販売価格に注目し、生産コストを農作物価格へ転嫁することを目指す規定を盛り込んでおります。

本村においても、ここ数年、急激に上昇した肥料や燃料・人件費により、農家の方の

生産意欲を低下させる状況が続いておりました。この改正により、販売価格の上昇と生産意欲の上昇が、共に成されることを期待するところです。

次に、村内の状況でございますが、5月11日に山菜まつりが行われました。村内外から大勢の皆さんに参加いただき、盛大に開催されました事に、まずもって御礼を申し上げます。

また、今回は、昨年急遽キャンセルになった藤あやこさんをメイン歌手としてお招きし、晴天にも恵まれ、婦人会、青年会をはじめ多くの皆さんに物産販売等にご協力をいただき、活気に溢れたお祭りになった事に改めて感謝申し上げるところでございます。

来場者皆さんに農繁期前のひと時を楽しんでいただいたのではと思っております。

また、15日には、川上村植樹祭がおこなわれ、当日は素晴らしい晴天の下、総勢150名の来賓、関係者をはじめ、第一・第二小学校みどりの少年団にも出席いただき、原の高登谷ステージ周辺に3種類のツツジ苗を植樹いたしました。山菜まつりの会場として多くの花が咲き誇り、自然豊かなより魅力的な場所となるよう整備してまいりたいと思います。

今月に入り1日に消防団の郡大会が開催され、本村からポンプ操法の部に居倉分団、・・・操法の部に大深山分団、ラッパ吹奏の部に川上村ラッパ隊が出場いたしました。団員の皆さんには、4月から約2か月間、それぞれの仕事を持ちながらも訓練に励み、技術の向上を目指して、日々努力を重ねてきました。その努力が報われ、大深山分団、居倉分団がそれぞれ優勝し、7月に長野市で開催される県大会に出場致します。これから農繁期に入り、本村にとっては非常に忙しい時期と重なり、これまで積み上げた訓練の成果を十二分に発揮し、良い結果を得られることを期待するところでございます。

また、4日には油井亀美也宇宙飛行士の会見があり、7月以降出発に向けてカウントダウンが始まりました。今回の会見で出発日程は、発表はされませんでしたでしたが、村では6月27日に激励、壮行会を企画をしています。現在の計画では、文化センターで小中学校の子供たちに来てもらい、亀美也さんに応援メッセージを送るような内容を検討しております。亀美也さん本人は出席できませんが、メッセージをいただく予定になっております。今後激励会や出発イベントを通じて村内が1回目の飛行に負けないような盛り上がることを期待しております。議員の皆様にもご協力をお願いするところでございます。

それでは、今議会に提出いたしました議案について申し上げます。

内容は、条例改正案が2件、令和7年度補正予算案が3件、計5件であります。

補正予算につきましては、2,900万円の追加をお願いするものであり、主な内容として、亀美也宇宙飛行士の宇宙出発イベント関連の2,800万円、統合小学校建設に関わる

基本設計として3,500万円を計上しております。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。私の行政報告につきましては、お手元の議案集にございます。以上をもって私の招集挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(2) 議長行政報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、議長行政報告を申し上げます。

議長行政報告につきましては、議案集の中に綴りこんでございますので、ご覧いただきたいと思っております。なお、議長行政報告の6月2日の部分、南佐久消防協会ポンプ操法、ラッパ吹奏大会を削除していただきますようお願いいたします。

(3) 一部事務組合報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久広域連合議会の報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =佐久広域連合議会報告=

(4) 監査報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。代表監査委員、林公上君。

○代表監査委員（林 公上君） =監査報告=

(5) 令和6年度川上村繰越明許費繰越計算書報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、令和6年度川上村繰越明許費繰越計算書報告を求めます。

高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） =令和6年度川上村繰越明許費繰越計算書報告=

(6) 専決処分報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、専決処分報告を求めます。

由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =専決処分報告=

○議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。

ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第4 一般質問につきましては6月11日に予定しておりますので、そのようにご了承をお願いいたします。

(10時25分)

日程第5 議第39号 資金積立基金条例の一部を改正する条例

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第5 議第39号 資金積立基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。高見澤税財政課長。

- 税財政課長（高見澤 光君） =議第39号説明=

- 議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、6月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第6 議第40号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第6 議第40号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。高見澤税財政課長。

- 税財政課長（高見澤 光君） =議第40号説明=

- 議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、6月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第7 議第41号 令和7年度川上村一般会計第1回補正予算

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第7 議第41号 令和7年度川上村一般会計第1回補正予算を議題といたします。

- 議長（由井秀樹君） 説明を求めます。高見澤税財政課長。

- 税財政課長（高見澤 光君） =議第41号説明=

- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井総務課長。

- 総務課長（由井正一君） =議第41号説明=

- 議長（由井秀樹君） ここで休憩いたします。

(10時50分)

(休 憩)

(11時00分)

- 議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続けて、説明を求めます。むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長。(原 岳司君) =議第 41 号説明=

○議長(由井秀樹君) 続けて、説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長(由井康奈君) 説明の前に議長に許可を求めます。価格高騰支援事業の説明に当たりまして、参考資料を 1 枚配布してよろしいか、伺います。

○議長(由井秀樹君) 許可します。配布してください。

○保健福祉課長(由井康奈君) =資料配付・議第 41 号説明=

○議長(由井秀樹君) 続けて、説明を求めます。保育所長。

○保育所長(篠原正和君) =議第 41 号説明=

○議長(由井秀樹君) 続けて、説明を求めます。中嶋産業課長。

○産業課長(中嶋昌哉君) =議第 41 号説明=

○議長(由井秀樹君) 続けて、説明を求めます。藤原建設課長。

○建設課長(藤原英紀君) =議第 41 号説明=

○議長(由井秀樹君) 続けて、説明を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長(長崎 治君) =議第 41 号説明=

○議長(由井秀樹君) 続けて、説明を求めます。統合小学校推進室長。

○統合小学校推進室長(遠藤亮治君) =議第 41 号説明=

○議長(由井秀樹君) 続けて、説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(原 達也君) =議第 41 号説明=

○議長(由井秀樹君) 以上で説明を終了いたします。本案に対する質疑、討論、採決は、6 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 8 議第 42 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算

○議長(由井秀樹君) 続いて、日程第 8 議第 42 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(由井康奈君) =議第 42 号説明=

○議長(由井秀樹君) 続いて、説明を求めます。診療所事務長」。

○診療所事務長(中嶋 豊君) =議第 42 号説明=

○議長(由井秀樹君) 本案に対する質疑、討論、採決は 6 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 10 陳情第 2 号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 10 陳情第 2 号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を総務経済委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認め、本陳情はその審査を総務経済委員会に付託いたします。

日程第 11 陳情第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 25 陳情第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託いたします。

日程第 12 陳情第 4 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 12 陳情第 4 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託いたします。

散 会

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日予定した日程はすべて終了いたしました。

本日は、これを以って散会といたします。

ご苦勞様でした。

（散会 15 時 47 分）

令和7年川上村第2回定例会（一般質問）

令和7年6月11日

（午前13時30分）

日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 定刻になりました。本日は悪天候の中、皆さん、ご苦労様ございます。

本日は、全員の出席を得ています。これから本日の会議を開きます。

本日は日程第4 一般質問を予定しています。

日程第4 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に、通告番号1 6番議員井出 光君。

○6番（井出 光君） 皆さん、こんにちは。通告書に従って質問します。

1番目、物価高騰支援事業について。現在川上村では農業者、商工業者への物価高騰対策支援事業を昨年度実施し、その申請期間を1年延長をしていますが、他の村民、全世帯に対する物価高騰支援事業について考えているのでしょうか。

2番目、奨学金制度について。川上村の奨学金制度は高校生、高等専門学校生が月額3万円、大学生、短大生、専門学校生が月額4万円となっていますが、その対応額は何時頃からこの金額で、今後変えていく予定はあるのか。

現在何名が奨学制度を利用しているのか。そして村民にもっと活用してもらうためには、村民への積極的な周知や対応金額、返済方法など制度自体の改正もしくは給付型制度の新設などが必要となるが、どのように考えていますか。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 皆さん、こんにちは。

1番議員のご質問にお答えさせていただきます。奨学金制度についての質問にお答えいたします。1点目、2点目につきましては、担当課長が答弁しますが、特に、3点目の制度や改正や給付型の新設についてお答えをいたします。

制度改正の点でも、令和6年12月の一般質問で教育長も答弁しておりますが、給付型ではなく、償還支援の方向を検討しておるところでございます。担当課に指示をしているところでもあります。

金額の問題でございますが、他の奨学金と併用可能である点や返還する時の負担を考えると、現行の貸与金額が良いのではないかと考えているところです。しかし、交付の方法や償還年数など制度自体は見直す部分もあると感じていますので、これまでのご意見や、今後の状況を見ながら、制度そのものについて検討していきたいと考えておりま

す。

現在、検討を進めている給付型に替わる新たな支援についてでございますが、償還の支援を進めたいと考えておまして、近隣市町村内に就職し、村内居住の方に補助金を交付するもので、ある程度の居住を条件とすることから、若者の村内定着化対策の一環としても有効ではないかと考えているところであります。

この支援については検討を開始しており、年度内には作業を進め、来年度以降実施できればと考えていますので、よろしく願いをいたします。

物価高騰支援事業についてであります。現在、当村の農業者・商工業者物価高騰対策支援事業補助金の申請期間を延長して支援を行っております。しかし、物価高騰により苦しんでいるのは他の村民も同様でございます。そこで、全世帯を対象とした支援事業を行う考えはあるかということでございます。その質問にお答えしたいと思います。

当村において、物価高騰により、経営が圧迫されている事業主は、農業と商工業者ということで、この皆様に補助金を支給したいという考えから、現在の農業者、商工業者物価高騰対策支援補助金を実施しております。

また、同時に農業者・商工業者も含めて、当村にお住まいの全世帯には、水道料の減免措置をおこなってきております。

農業と商工業に従事する方々にとっては、経営をしていくためにはどうしても、資材や光熱水費が必要となります。この部分の経費がすべてにおいて高騰しており、事業を継続して行く上では、高騰しております経費の一部を補助することで、今後の経営に役立てていただけるものと思っております。

今回の補助額は 40,000 円を上限といたしまして、青色申告決算書等の動力光熱費から一定割合を差し引きまして、かかった経費の割合により段階的に支給しております。

また全世帯を対象とした支援事業は、各戸の水道料金の基本料金の減免策を実施しております。

今回の補助金とは異なりますが、保健福祉課を主管課としまして、住民税非課税世帯への補助、低所得者向けの補助を実施しております。

過去においては、住民への一律給付等も実施してきております。また、昨年度は、定額減税制度も実施しております。

皆様も御存じのとおり、何年もそして何回かに分けまして、補助が行きわたるような施策を、国・県・村において実施をしていることですから、御理解のほどをいただきたいと思っております。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 私からは、6 番議員さんの奨学金制度についての質問に

ついてお答えをいたします。

最初に制度改正の状況ですが、奨学金制度は、平成 15 年に、高校生 2 万円、大学など 3 万円でスタートしております。平成 19 年に現在の 3 万円、4 万円に改正をしております。また、令和 3 年からは、他の奨学金との併用を可能とする改正を行ってきたところ
です。

現在の例で行きますと、大学生の場合、4 年間で 192 万円を借りることができまして、卒業後、月 2 万円の償還をする場合、8 年間続けていただくということになります。併用できることや返済することを考えると、貸与金額を増やすことが良いとも思われませんので、直ちに改定する予定はありませんが、状況も変わると思いますし、制度等で検討していく必要がありますので、その中で検討していくことも必要かと思われ
ます。

次に、現在の利用状況でございますけれども、これまで、79 名の方が利用して
おります。現在、貸与中の方が 5 名、償還中の方が 22 名おられます。そういった状況
でございます。

周知の点につきましては、文字放送や広報紙などで、奨学金制度の周知に努めて
おりますし、高校からの問い合わせがあった時に応えているところでございます。今
後も周知には努めていきたいと思っております。

村長も申したとおり、償還支援の検討を含め、今後も、ご意見をいただきながら、
進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。井出光君。

○6 番（井出 光君） 物価高騰対策ですけれども、昨年 6 年度は様々な対策をされて、
村民の皆様喜んでいらっしゃるかと思います。ただし令和 7 年度については、今のところ何も予
定がないわけです。昨日の報道によりますと、与党で給付金の支給を決定したというこ
とですが、金額及び時期についてはまだ決まっていませんので、それよりも前に川上村
自体として、まだ物価上昇に悩んでいる方はたくさんおられますので、ぜひとも対策を
お願いしたいと思っております。

甲府市のプレミアム券とかありますけれども、できるだけ手数料が掛からない方法が
いいと思っておりますので、昨年度実行をした上下水道の値引き、これが一番全世帯に行き渡
って、手数料もそんなにかからないでいいのではないかと思います。この辺はぜひもう
1 度検討をお願いします。村長に答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。村長。

○村長（由井明彦君） 勿論、国や県の補助につきましては、村も皆さんが平等になるよ
うに配慮をしておりますから、心配なく、そういう制度がございますから、平等に配慮
をしていくつもりでおりますからよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（由井秀樹君） 井出光君。

○6番（井出 光君） 私の言いたいことは県の補助金を分配するというのではなく、川上村独自で物価高騰対策の支援をお願いしたいということです。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 勿論我々も考えているわけでございます。しかしながら予算の中で大変結構厳しい予算を組んでおります。また予算に多少でも余裕が出たらぜひその方向でやっていくつもりでございますから、心配なくお願いしたいと思っております。

○議長（由井秀樹君） 井出光君。

○6番（井出 光君） 予算上の問題ですけれども、毎年職員の皆さんが節約してくださって、年度末に1億数千万円余って、教育設備の基金の方へ積立を行っております。たぶん令和7年も1億円近い金はまだ精査で残ってくると思いますので、今年慌てて教育資金に積立をしなくても、建設が何年か延びたのであれば、その分をそういう資金源に廻していただいて、ぜひとも実行をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 村長。

○村長（由井明彦君） はい、分かりました。

○議長（由井秀樹君） 井出光君。

○6番（井出 光君） 次に奨学金制度について。先ほど村長の答弁にありましたが、村内在住、卒業後村内に帰ってきた人には優遇してやりたいと、その辺を大至急検討していただいて、大事なことは償還期限を延ばすことです。やっぱり育英会から借りても1万8,000円くらいになるのに、川上村だと月2万返さなければいけないと、その辺が借り渋る原因のひとつだと思います。いま4年で返済、卒業後を入れると5年ですけれども、賞味4年で返済ということになると、結構きついですのでその辺を延ばしていただいて、8年とかその辺をまた研究していただいて、ぜひ延ばしていただきたい。金額もいま学校では授業料とか下宿代が上がっているのです、育英会で8万円、10万円借りてもまだ足りないと思う。借りられるものなら村からもっと6万円、8万円が借りられるのであれば、もっと皆さん申し込みしてくると思うのです。4万円だと皆さん借り渋っていることがある。8万円くらいになって償還期限が16年とかになれば、借りてみようかなということになるし、そこへ来て、定住した場合に減額なり優遇があれば、申込者が多いと思います。

川上村で5人しか借りていないということは信じられない。皆さんお金があるのかなあと、皆さん余裕があつて借りないのかというあれがあるのですけれども、もう少し借りやすい方法を考えれば、もっと申し込みがあると思います。その辺をぜひ検討していただきたい。

- 議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。村長。
- 村長（由井明彦君） そのとおりだと思っております。しかしながら議員が今言ったとおりある程度借りなくてもいい方もおるわけでございます。しかしながら借りたお金でございまして返すことは義務でございますから、そういうことより償還期日を延ばす、そういう方法がやっぱり最良ではないかと考えております。そんなふうに理解していただければよろしいかと思っております。以上です。
- 議長（由井秀樹君） 井出光君。
- 6番（井出 光君） 以上で、質問を終わります。
- 議長（由井秀樹君） 以上で、6番議員井出光君の一般質問を終わります。
一般質問を続けます。通告番号2、9番議員大西たま子さん。
- 9番（大西たま子さん） 通告に基づいて、中学校の部活動の地域移行について4点について質問いたします。

これまで中学校の部活動は学校教育の一環として、運動部、文化部があり、教育課程に含まれないが、生徒の自発的な参加によって教員、顧問、指導員のもとで活動してきましたが、国が教員の負担軽減、少子化に対応するために学校との活動を切り離し、地域の民間のクラブに委ねる地域移行に向けて、2023年から3年間の推進期間を定め、各地で、そのもとで進めてきています。

長野県の都市部では、生徒は地域クラブに入り、専門的指導を受けている所もありますが、多くの町村では地域クラブがない中で、指導員、移動手段、保護者負担の増などの課題が指摘されて、地域によって格差が生じているところです。

そこで1点目について質問します。川上村では土日のいずれの日に、南佐久地域の拠点校を決め、合同練習がすでに実施されていると聞きました。3年間の推進期間が終わる来年度からは現在活動している部活動はどのようになるのか伺います。

2点目は保護者負担の支援策についてです。南佐久地域の拠点校の合同練習となると保護者の送迎が必要になってきます。これでは特に農繁期に入ると大変な負担になります。また部活動によっては、部員が増えることにより用具代などの金銭の負担が増えるのではないかと考えられます。これらの保護者負担についてどのように支援策を考えているのか伺います。

3点目は外部指導者の確保と報酬についてです。外部指導者は本年度は何人が指導に当たっているのでしょうか。必要人数は確保されているのでしょうか。

報酬については国から一部に対し、一人分として1時間1,600円と聞きましたが、これに変更がないのでしょうか。また、他の町村に出向いて指導した場合、川上村と同じように支給されているのでしょうか。それとともに交通費の支給はあるのでしょうか。

4点目についてです。生徒が部活動を希望をしても、様々な事情によりできない場合の支援についてです。保護者が仕事などで送迎ができない、金銭的な負担が大きいので部活には入れないとか、あるいは川上村にない部活が近隣校ではやっているようなので、そこに入りたいたけれども、どうしたらいいかなど、部活に希望をする生徒がすべてが参加できるよう支援体制が必要と思いますが、どのように検討されていますか。

以上4点について1回目の質問として終わります。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 9番議員さんの川上中学校部活動の地域移行についての質問に、お答えします。

はじめに南佐久地域の進行状況についての質問でございます。南佐久郡では広域的に令和5年度から進めてきております。南佐久郡中学校部活動運営委員会を組織しておりまして、佐久穂町教育員会に事務局を置き、兼務ではありますが、事務局員がおりまして、積極的に推進をされています。

現在、特に休日の地域移行について進めておりまして、試験的な運用を含め、令和9年度に向け着実に進めております。

この地域移行については、中学校単独で成立しない種目について合同化を図ってまいりまして、現在、川上中学校では、陸上、卓球、柔道が合同部活動として参加しております。他の部については単独で活動をしておるところです。

また、川上中学校に無い部活について、他の中学で行っているものであれば参加することも可能でありまして、生徒の選択肢も広がりを見せています。

次に、金銭面、送迎面での負担増についての支援でございますが、現在南佐久郡では、合同部活動の際に練習会場への移動について、送迎バスの試験的な運用を行っており、また小海線利用者への補助などを行っているところです。運用について検討中です。ただし、指導者の報酬や送迎費用について多額の経費が見込まれます。会費や負担金などが発生する状況もありますので、村としても分担金を支出しておりますので、可能な限り、支援の充実や金額を下げるような提言を行っていただければと考えています。

3点目の、指導者の報酬についてです。現在のところ、村内外を問わず、時給1,600円の規定で行っているところです。

しかし、南佐久の合同部活動では交通費の支給もありますが、それ以外の村外での場合の交通費については手当をしていないという現状であります。ある程度の保護者負担も必要かとも思いますので、兼ね合いを見ながら検討すべきと考えています。

指導者の状況ですけれども、川上中では7の部活に10の方が外部指導者としてご尽力いただいています。一つの部活に外部指導者がおられない状況ですけれども、そういっ

た現状でございます。

4番目の、事情により参加できない場合の対応でございます。2番目のご質問にも関連してきますが、合同部活動で他の中学での実施につきまして、金銭面や送迎面で参加できない場合も想定されます。南佐久での運用を注視しながら、保護者会とも協力いただくということも考えながら、生徒がより参加しやすい状況を創出していくのがいいのかなと考えておりますので、お願いいたします。

部活動の地域移行は、良い面と好ましくない面があることは確かでございます。令和9年度の実施に向け、南佐久管内の町村と協議しながら、より良いものとなるよう進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 地域移行によってやはり親の負担のことが大変心配です。

それによって子供が部活ができなくなることは避けてもらいたいと思っておりますので、先ほどの答弁では、いろいろな分担金を負担してもらおうとか、あるいはいろいろ増やすことも考えられるということも言われましたので、その辺はなるべく慎重に進めていっていただきたいと思っております。

それと今年度の分、今までどおり質問します。今はお休みの日だけは3部会だけ部活が合同でやっているということですが、他の部活はバレー部、野球部、テニス部とかは今までどおり、川上村の中学校でやられていくのかどうか、その辺をお答えをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 現在合同でやっていない部活の今後ですけれども、その年によって部員数が変動するかと思います。その時の判断で合同にした方がいいのか、もう少し独自で頑張っただけでやっていいのかを判断する必要がある、その時点であると思っておりますので、いま合同になっていない部活については、部員数での判断です。普段の練習で練習が成立するかしないかいろいろな問題、大会に出れる人数がいるのかどうかという問題がありますので、その時に判断されるのだと思っております。今のところは不透明になっていると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 9番議員大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 部活動の方法については理解できました。

次の質問ですが、指導員についてです。いま指導員が10名指導しているということですが、1部会に対して1名分の国からの補助ということですが、部活によってはやはり1人では大変だという部活もあると思っております。例えば新しい部員が入ってきて、その子に対して基本的な指導しながら、3年生になっても専門的な技術な指導をしていくとい

うふうな様子も見られます。この間バレー部を見に行っただけでも、バレー部では1人のコーチが、その時は顧問の先生が指導をしていたのですが、3年生、選手と思われる生徒にはトスと上げて、そのレシーブを受ける練習を小まめにやっていました。1年生らしき子は周りにいてボール拾いをやっていました。そういう時に、片方は試合が近いから集中的に指導をしていたと思いますけれども、野球部もそうでしたけれども、やっぱり入ったばかりの子は球拾いばかりやっているときに、バッティングの指導なんかも子供たちは望んでいると思うので、そういうのにも対応できるように、やはり1人に対して1部会1人分の補助ではなくて、あるいは部活によっては2人、3人必要になると思いますので、その分の補助が望ましいというふうに思います。

また指導員も家庭を持ちながら指導ということで、今日はどうしても出られない時は、指導員がいないまま部活があるということもあると思うのです。そういう時も対応できるように複数の指導員さんがいた方が望ましいというふうにこの間見て、感じました。そういうことはどのように今後検討していくのかをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 現在は外部指導者の方1名ということでお願いしています。顧問の先生も時間外であれば1名ということで、一つの部活について2名の方の予算上の措置はしています。その中の運用でひとつの部活に複数かの方が入っていただくことは可能かと思います。

もうひとつは部員数の多い、少ないところで一人に対して何十人のような場合ですと、かえって危険が伴うということも考えられますので、そこらへんは運用の中で人を増やすとか、ということは十分検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） ぜひ部活が活発になるように対策をよろしくお願いします。

それではまとめに入ります。令和9年度には全国の部活設置率が、多いところで20%以下の部活は全国大会を取りやめるということで、9部活がその中に入っているということで、該当するということが載っていました。

その中にスケートとスキー部がありました。川上村では保育園児からスキー、スケートに親しみ、小学生でもクラブで中学生の姿を見て練習に励んでいる子供にとっては、また数々の輝かしい実績をとった川上村からスキースケートがなくなるということは大変酷な、残念というか、気落ちするようなことではないでしょうか。おそらく全国大会がなくなるというと、各地で部活も廃部になってしまうのではないかと心配もあります。

また部活に対して指導者をはじめ教員や保護者の熱意を感じるからこそ、このような国の政策に対し憤りを私は覚えております。このように地域気候と合わせて教員の働き方対策とありますが、むしろ教員には雑務に翻弄されるという嫌なことが考えられます。

もし子供たちが大会などで怪我をした時など対応はどうなっていくのかということも心配されます。そうすると学校とか南佐久の協議会があると聞きましたけれども、その辺の対応になるのかと思うのですけれども、こういうふうに組織が変わるといのは、学校の先生の軽減がむしろ負担が過重になっていくのではないかとということも心配されます。

新しい取り組みに対しては保護者、指導者、学校との連携で、保護者が中心になるし、子供も中心になりますけれども、まず保護者が納得できる状態を作り出す、部活動をやりたいという生徒にはぜひ誰も取り残すことのないように対処していただくようお願いいたします。

子供にとって部活動は人間関係を学んだり、あるいはいろいろな感情をここでコントロールしたりする大変大きく成長できる場所と考えていますので、今後も尽力していただくことをお願いして、一般質問を終わりにします。

○議長（由井秀樹君） 以上で、9番議員大西たま子さんの一般質問を終わります。

ここで14時25分まで休憩といたします。

(14時11分)

(休憩)

(14時25分)

○議長（由井秀樹君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。 通告番号3 4番議員 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 4番議員 渡邊亜子、通告書に従い、2つ質問します。

まず1つ目、AED設置と活用体制の強化について。川上村には南部消防署川上分遣所があり、救急車が迅速に出動できる体制が整っていることに日頃より深く感謝申し上げます。

このような体制があるため、村内で実際にAEDが使用される場面は少ないのかもしれませんが、いざという時にどこにAEDが設置されているのか、誰でもすぐ使える状態にあるのかを住民一人一人が把握していることは、命を守る上で非常に重要になると考えます。

そこで以下の2点についてお伺いします。

1つ目、村内の公共施設などに設置されているAEDの設置場所及び利用可能時間について、村としてどのように把握し、管理されているか。

2つ目、夜間や休日などにおいても住民が安心して使用できる AED の設置、運用体制について、村としてのお考えと今後の方針をお示してください。

もう1つ、自主防災組織の立ち上げと支援体制について。災害への備えには行政や消防だけでなく、住民同士の助け合い、いわゆる自助共助協働が欠かせないという考え方が今では広く知られるようになっていきます。

しかし現実には必要だと思うけれど、何から始めてよいのか分らないという声が多く、思ってはいてもなかなか動き出せていないのが実情です。

こうした現状を踏まえ、以下の2点についてお伺いします。

1つ目、村として自主防災組織の必要性をどのようにとらえているか。

2つ目、住民が初動で連携できるような体制、たとえば避難所のかぎ管理、安否確認、炊き出し分担などを村の防災計画の中でどのように位置づけるお考えかお聞かせください。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） それでは通告番号3 4番 渡邊亜子議員の2つの質問にお答えさせていただきます。

最初に村内の公共施設などに設置されている AED の設置場所及び利用可能時間について、村としてどのように把握し、管理されているかというご質問でございます。

現在、公共施設では、役場交流防災センターに1台、ヘルシーパーク、文化センター、体育館、保育園に設置しております。また第一小学校、第二小学校、中学校と柔剣道場にも設置されております。

消防団の川端下分団、大深山分団の消用防車両にもございます。私の把握しているところはこのようなところです。

管理については、それぞれの組織で管理されておまして、耐用年数により定期的に必要とされるパットの交換だとか電池の交換等もそれぞれで実施していただいております。

夜間や休日などにおいても、住民の方々が安心して使用できる AED の設置・運用については、村としての考えと今後の方針についてのご質問ですが、まず休日の昼間、日中は村内の3校は難しいとは思いますが、ヘルシーパーク、役場交流防災センター、文化センター等はカギが開いておりますので、対応可能かと思っております。夜間や休日の夜間となりますと閉まってしまふ施設が多く、役場交流防災センターのみとなっております。

夜間や休日の夜間は、南部消防署や119番に電話をしていただいている対応が正確かと思っております。

いずれにいたしましても、一般の方が簡単に操作できる AED ですけども、119番で

急病人の症状等をやり取りして、AED 操作が有効なことを確認の上で実行していった方がよろしいかと思えます。

AED 自体から操作方法の説明があり、器械が判断してくれることになりましても、症状を見誤りますと AED で悪化してしまうことも想定しますと、医療的な知識がないまま操作するよりも 119 番等で指示をしていただきながら操作した方が望ましいと思えます。

まだまだいつでも使用できる AED の台数が足りないと思われるかもしれませんが、どういった場所に積極的に設置していった方がよいのかを含め、今後も検討を重ねてまいりたいと思っております。 以上です。

続きまして村として自主防災組織の必要性をどうとらえているかのご質問にお答えいたします。

地震、大雨や水害その他の災害等で避難の状況は変わってきております。

川上村も指定区域に入っております南海トラフ地震、首都直下型地震の場合の想定はかなり困難を極めてまいります。地震がいきなり起こってしまった場合は、災害が発生するまでの時間が数十秒しかない場合も想定されますので、避難もできない状況が発生しかねません。

また避難所自体の倒壊等も十分に考えられますし、仮に役場の隣の交流防災センターが活用可能といたしましても、ここまで避難する経路の道路や橋等が通行不可能な状態になってしまった場合は避難はできません。大地震の想定はかなり難しくどう対処したらよいかをある程度は想定しながら対応できる体制をつくってまいりたいと思っております。

大雨や水害の際にはある程度の余裕があつての避難となります。実例といたしまして、令和元年台風 19 号災害の時には、村内でも多くの方が避難されました。

福祉避難所としましてヘルシーパークかわかみが開設されました。また一般の避難所は町田市自然休暇村、当時の中央公民館、中学校体育館、御所平公民館等に避難された方がおられました。

まずはこれらの施設を管理されておられる方々に避難所開設のお願いをします。同意が得られましたところで、避難をしていただきました。やがて生活物資が役場や社会福祉協議会から運び込まれまして、毛布や食料等は避難所に届いたと記憶しております。

各避難所の運営には、各施設の方々にあたっていただき、その後、役場職員をそれぞれの避難所に数名ずつ配置して、役場の災害対策本部と連絡をとりながら避難所を運営していただきました。必要な物品を配分し、少しでも快適に不自由の少ない生活が過ごせるように努力しておりました。

大雨や河川の氾濫等の危険がなくなってから、自宅に戻っていただきましたけれども、

各家庭において徐々に生活物資が行き渡るようになり、少しずついつもの生活に戻っていただきました。

一番の被害ですけれども、上地区の水道施設の管路破損によりまして、水道が使える状況が長く続いてしまいました。給水車等を配備したり、管路復旧の時間短縮を図ったりしましたが、すぐには復旧できませんでした。

このような生活に必需のインフラへの打撃は皆様の生活に大きな影響を及ぼすことを改めて痛感した次第です。

避難の際にはこの時のように避難所施設と災害対策本部で連携を密にしたいと考えております。

続きまして、住民が初動で連携できるような体制（避難所のカギ管理、安否確認、炊き出し分担など）村の防災計画の中でどのように位置づけるお考えかというご質問にお答えします。

避難所のカギ管理ですが、こちらは令和元年台風19号の際にも避難所を運営しましたが、管理は各施設の管理者となります。

安否確認は、まず各家庭で行なっていただきます。その後、近所の方々、地域の方等での確認となります。さらには警察、消防、消防団各分団等で行なっていただくことになろうかと思えます。

これはお願いになりますけれども、避難の際には持出しが可能な食糧品は可能な限りお持ちいただきたいと思っております。当然、医師の処方薬等もお持ちいただきたいと思えます。

炊き出しの分担ですが、まずは炊き出しが可能な状況なのかにもよります。食料の材料、米等の物資の確保が可能か、電気、水道、ガス等は使用できるかにもよります。また実際の避難されておられる方々が何人なのか、こういったものを用意すればいいのかがございます。

また炊き出しをお手伝いいただける方々の人員の確保が可能かにもよります。

炊き出し分担は決めておくこともなかなか困難な部分であろうかとも思っております。

そのためにも、村では避難所運営に必要な食糧は一定程度備えておきたいと思っております。

村の防災計画では、先ず避難していただき、生命の維持確保を最優先とし、その後は避難された方々の生活を援助していくこととなります。

私からは以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 4番 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 答弁ありがとうございました。

まず AED を使うと悪化するというのは、私が今まで何回か習ってきた中ではありえないことだと思っています。AED をパット付けると音声流れるので、それに従って AED が必要かどうか、この患者を判断してくれるので、胸部マッサージを続けている人と AED を持ってきてくれる人をそれぞれ分担して、胸部のマッサージを続けながら AED を待つという体制が今まで消防とか日赤から習った方式だと思っていますので、特に広い村内では救急車の到着に時間がかかる場合があるため、夜間や休日でも使える AED の体制整備は、命を守るために優先課題だと考えます。

AED の一般使用が解禁されてからもう 20 年経ちますが、実際の使用率は 4 %にとどまっているのが現状です。これは設置場所が分かりにくいことや、使用をためらってしまうことなどが使用率の低さに影響していることと考えられます。単なる知識として知っているだけではなく、いざという時に迷わず行動できることの重要性を村民一人一人が共有し、命を守る力として広めていくことが大切です。

例えば週末に校庭で活動している子供に AED が必要になっても、校舎にカギがかかっている、取り出せない可能性もあります。そのため公共施設の野外に設置する屋外型 AED ケースの購入や消防団の詰め所、集荷場さらには地域の協力を得て 24 時間のコンビニなどの設置などを民間との連携も思案に入れた体制づくりが求められると思います。

もう 1 つ、現在村内では AED は主にレンタルで対応されており、1 箇所当たり年間 8 万円、全体で 100 万円近い経費がかかっています。

一方で、先日の補正予算の説明によると、診療所では AED の見直しを行い、8 年ほどの耐用を見込んだ購入というかたちで 28 万 6,000 円で導入されたと伺いました。これは年間にすると 3 万 5,750 円になります。こうした事例も参考にしながら、レンタル等のコストの比較や長期的な運用のあり方についてもご検討いただければと思います。村としてのお考えをお聞かせください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 先程申しました AED により悪化するというのは器械が操作してくださいと判断しますので、それに従っておけばいいのですけれども、それによらないとそういったことが起きるということを申し上げただけでございますので、申し訳ございません。

先程申しました AED のレンタルについてですけれども、診療所はそういったことで可能かもしれませんが、よくあるのがパットの交換費用がかかるとか、電池が老朽化してきておまして、今役場で今度新しくレンタルというリースで入れるのがあるのですけれども、それは 8 年対応としてパットの交換が 2 回分あとは電池の交換も 1 回分含めたかたちでの契約ということになっておりますので、その辺のところを私も診療

所の方とも相談しながら、どういったところの経費が含まれているのかも考えながら、安いというかよりコストの安いものを選んでいければと思っていますので、よろしくお願い致します。

○議長（由井秀樹君） 4番 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） AEDがあっても使えないAEDでは意味がないので、皆さんが使えるように講習を受けるとか、例えば私は何回も受けていますけれども、誰か一緒にいた人がAEDを使えないと私を助けてもらえないということがありますよね、だからみんながみんなを守るために、お互いが村全体でそういうやさしい気持ちで講習を受けたりそういうところを意識してもらえたらと思います。命を守るための仕組みが誰にとっても使いやすく、届きやすいものであるように、村としてのご配慮とご対応をお願いしたいと思って、今の質問は終わります。

もう一つ続けて、自主防災組織についてですが、川上村では南海トラフの場合震度6弱と言われています。たぶん想定外のこういう地震が来た時はどこもそうなんですけれども、何もできないと思います。そのため自分の命は自分で守るということを村民一人一人が意識してもらおうということがだいじなんです。

誰かが助けてくれるのではなくて、まずは自助その次に共助そして協働という仕組みをしっかり持って、皆さん胸に、災害のときは動いていただきたいと思います。

そして阪神淡路大震災のとき、すごい大きい地震だったのですけれども、倒壊家屋から救出された人の内8割が消防や自衛隊でなく近隣の住民によって助け出されたというデータがあります。こうした事実からも住民同士が助け合う体制づくりの重要性が明らかで、顔の見える関係が築かれている川上村のような地域では日頃から近所の声かけや見守りが災害時の迅速な対応に直結する強みとなると思います。

原地区では区の役員全員と消防関係者で自主防災組織についての会議を持ちました。区の役員の皆さんが自主防災組織について興味を持って会議に参加してくれたことを本当に感謝しています。

しかし危機感を持っているのかかわらず、現実には何から始めればいいのかかわからないと行動に踏み出せず、具体的な取り組みが進んでいないのが実状です。これまで村としては自主防災組織の立ち上げについて、大きく踏み込むことがなく、地域まかせの状態が続いてきたように思います。私自身防災士の資格を取得しましたが、講習には県内各地から行政職員や地域の有志の方々が多く参加しており、地域ぐるみで防災に取り組もうという意識の高さを実感しました。

こうした状況を踏まえ、村としても行政連絡員の会議等の場においても、自主防災組織の必要性について、しっかりとした説明や情報提供を行なっていただき、各地区が動

き出せるきっかけになる働きかけをお願いしたいと思っています。

例えば令和3年に作成された大深山、秋山地区の自主避難計画というものがあると思うのですが、その存在を知らなかったとかといった声も聞かれます。これはせっかく南佐久建設事務所と村といっしょに作成して、中身も素晴らしいものなんですよ。各地の避難場所とかが出ています。これはうらやましいなと思って、他の地区も作ってくれないかと相談したら、やはり補助金の関係で選ばれる選ばれないがあるみたいなので、またちょっと申請していただいて、各地区がこういうものが作れるようにと思って希望しています。

そして、それが現場で十分に活用されていないとすれば非常にもったいないので、このような計画が有効に活用されているかどうか、村としてどのように把握されているのか。また今後他の地区への展開や参考資料としての位置づけをどのようにお考えなのかお聞かせください。

また初動の対応という点では、国の防災対策も少しずつ見直されており、避難所をどう整備するかより、避難する人をどう支えるか、誰がどう動くかといった人の支援に重点が置かれるようになってきています。特に避難所の開設は行政が行なうが、実際の運営は避難してきた住民が主体となって行なうということが以外と知られていないのが実状です。これらは防災計画の中でよりていねいに周知し、役割分担の意識を共有しておくことが、災害時の円滑な対応につながるのではないかと考えます。

また過去の災害対応からも学びがあると感じています。例えば台風19号の際には、避難所における炊き出しの指示系統が不明確であったこと、婦人会の役割をめぐる戸惑いの声があったと過去の住民懇談会の記録にありました。

当時は婦人会も避難者であるため、炊き出しは想定していない、備蓄品を整えているので、それで対応するとの解答があった一方で、地震など長期避難の場合には婦人会に協力をお願いするといった発言もありました。

こうした曖昧さは、平時の内に役割と連絡体制を共有しておくことで解消できるはずです。防災計画の中で、こうした現場の実態や教訓をどのように反映していくのか、今後の方針を伺いたいと思います。

さらに大地震や災害などで自宅が被害を受けたり、休校が続いた際には子供たちがストレスや不安を抱えることも懸念されます。こうした中、こども家庭庁が全国の自治体に対して、災害時に子供が安心して過ごせる居場所づくりの手引きを周知したという報道が先日ありました。

防災では誰一人取り残されることのないようきめ細かな取り組みが必要です。そのためには行政連絡委員の会議の場でも、村から自主防災組織がなぜ必要なのかをしっかりと

と説明していただきたいと思います。

そして各地区が一步踏み出すきっかけになるように分りやすく伝えていただくことをお願いしたいです。

防災計画の中で、今話した現場の実態や教訓をどのように反映していくのか今後の方針を伺いたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁と求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） いろいろとありがとうございました。今後の秋山と大深山地区であります。計画の今後の展開であります。次の地区として希望を出しておりますけれども、なかなか県との予算の関係もありまして、次々と完成できないというのが実状でございます。今後とも県と村で協議しながらできれば全地区できるように進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、避難の時の教訓で婦人会の方々をお願いするというのがどういう位置づけかということですが、やはり先程申しましたけれども、避難する人数とかによっても変わってきますし、避難した日数とかどのぐらい避難すればいいかというところが一番の問題になってくると思います。

それと先程も申しましたけれども、インフラ的な電気、ガス、水道、その辺が使えるかどうかということもありますので、その辺はまた準備をしておかなければいけないと思いますけれども、今後とも各地区、行政連絡員を中心としてお願いするかたちにはなろうと思っておりますけれども、またそんな中で、地元の婦人会の方々とか先程申されたような自主防災組織として、立ち上げていただいた方々をお願いできることはお願いして、是非皆さんで協力しながら避難所を運営していければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そのあとですけれども、行政連絡委員の会議等でまた今後とも、今度は細かくでもいいのですけれども、そういったことの必要性ということをよく説明しながらやっていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 被災時に炊き出しをお願いするというのはちょっと無理があるのではないかと思います。昔の公民館を使った大寄りを経験してない今の婦人会の人たちは、たぶん公民館のキッチンの使い方からまず始めないといけないし、自主防災組織を私が立ち上げてほしいというのは、何もなくてももちろんそれでいいのですけれども、組織があるだけで、連携がスムーズにあって、炊き出しは年配のキッチンを使ったことがある人たちに頼んで、今使えるかどうかということはあるのですけれども、そういう組織の連携できる仕組みを作ってもらって後押しを行政の方でお願いしたいということな

のです。

すごく難しいことではなくて、川上村は隣近所顔の見える仕組みがもう整っているものですから、有志の方に炊き出しの時はお願いしますと一言言うだけで「よしまかせろ」というかたちになる方も多いと思うのです。そしてあとはまず自分の命は自分で守るということ、避難所の開設は行政がするけれども、あとの運営は避難民がするという、それを分かってないと何でも行政とか消防がやってくれるものだと思っている私たち、それがちょっと間違いで、一人一人の負担が結局大きくなるのです。だから自分の意識を持って、自分のことは自分でやる、自分のこと家族のことが守れたら、隣近所を守る、ただそういう仕組みを私は作ってほしいということを言っています。

なので、行政連絡員とか公民館組織とかの中で、そういうことを周知していただいて、背中を押してもらおうということ。そうすれば有志の人も立ち上がって、防災組織の仕組みができて、みんな安心して暮らしていけるということになると思うのです。ですから村としても自主防災組織の重要性をしっかりと伝えていただき、誰一人取り残されることがないように、具体的な支援と実行につながる働きかけをお願いして、私の質問は終りにしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番議員 渡邊亜子さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。 通告番号4 2番議員 川上真人君。

○2番（川上真人君） 2番議員 川上真人、通告書に基づき、有害鳥獣駆除に対する村の対応について、産業課長に質問します。

先日私の一般質問に合わせるかのように、信濃毎日新聞にクマがメインではありましたが、猟友会員に対する有害鳥獣の捕獲や、駆除に対し、報酬引上げと猟友会の担い手の確保、猟友会員の負担軽減などの記事が載っていました。主に北信地方でしたが、どの自治体も有害鳥獣対策には頭を痛めるところだと思います。

川上村においても春先にはオートバイとシカの衝突事故が起きました。

また報告はなされておきませんが、車での衝突事故が多数発生するとしていると思われます。それになんといっても農作物に対するシカの食害、畑の踏み荒らし等々数々の被害があります。

川上村は各地区林野保護組合などの各種団体がかなり苦勞され、住民と一体となり、全村域に木柵を張りました。しかし最近、シカもどこからの隙間を見つけては進入してくるのが現状です。村はわなの免許取得に補助金を出していますが、免許取得にはいくらかかり、補助金はいくらなのか。

先日放送された免許取得には何名が応募したのか質問します。

2つ目の質問は30名ほどの会員で活動されている川上村猟友会ですが、50歳以下の

方が3分の1に満たないと思います。

また会員の方々それぞれが農業など生業の傍らで活動しており、緊急時には対応しきれない現状があると思います。このような現状に対して、村はどう考えていますか。以上2つ質問します。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） 私からは有害鳥獣駆除に対する村の対応についてのご質問にお答えいたします。

本村における有害鳥獣の主たる動物はご存知のとおりニホンジカであり。農作物や樹木の食害が課題であります。

特にレタス等の野菜の食害に対しては、以前電気柵をワイヤーメッシュ等の物理柵に変更して、一定程度の被害は防ぐことができましたが、議員ご指摘のとおり、どうしても道路部や沢、河川部などは柵を設置することはできないので、シカ自体の数を減らすため、猟友会員等による有害鳥獣駆除を実施しているのが実情であります。

川上村猟友会員の免許別の内訳は、銃のみの方が8名、わなのみの方が10名、銃とわなの両方の免許所有の方が13名の計31名となっております。

まずお尋ねのわなの免許を取得するための費用と村の補助金についてお答えいたします。

わな免許の試験は講習1日、試験1日の二日間の日程で、年4回開催されています。かかる費用は試験の申請料が5,200円、テキスト代が3,500円の計8,700円でありまして、これについては全額村が補助をしております。

その他の経費としまして、医療機関の診断書の作成料や免許証の写真代などおよそ5,000円ぐらいが別途かかると思います。

わな免許の有効期限は概ね3年でありまして、村の補助金は交付要綱で定めておりますが、わなも銃の免許も新規、初回の取得の際、つまり1回限りが現状であります。ちなみに昨年度令和6年度については、5名の方にこの補助を交付しております。

次に猟友会員の高齢化や減少により有害鳥獣駆除が思うように進まない現状に村はどう考えるか、というご質問にお答えします。

確かにご指摘の点については否めません。猟友会員数は17年前の平成20年には55名の登録がありましたが、現在31名と大きく減少しています。また年代別でも31名中50代以上が24名と、77%を占めております。

しかしながら近年は積極的にわな免許を取得される方もいて、ここ7年ぐらいは会員数30名から32名で推移しております。

またシカの駆除数も年間900頭を超え、農繁期も多く捕獲いただいていることに村と

しても感謝をしているところであります。ただ猟友会員の方からもまた農家の皆さんからもいくら獲っても減らない。それどころかシカの数が増えているという声を多く聞きます。原因は確かではありませんが、大雪がなく冬場動けないことでの自然減が望めないことや、また出産の低年齢化や双子が増えてきていることなどが推測されています。

村としてもこの状況を改善するにはどうするか考える時、1つにはわな免許を今よりもっと取得しやすいよう補助的支援を拡充して従事者を増やす。また1つには効率的な捕獲環境を整える。例えば冬期間小川牧場を誘い込みの囲いわなの場所となるよう整備する、ということなどが考えられます。

わな1つ、猟銃の玉1つただではありません。昔、狩猟は趣味的なものでありましたが、今は駆除のために活動していただいているのが現状です。

猟友会員の皆さんとともに改めて費用の負担など意見交換をして、結果としてシカによる食害が減少することにつながるような対策、体制整備を講じていければと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 2番 川上真人君。

○2番（川上真人君） いろいろと村等の考えが分かりました。梓山の林野保護組合でもやはりシカ対策が問題になりまして、代議員にわなの免許を取得してもらったらどうか等の意見も出ました。しかし皆が取得に踏み切れない第一の理由として、わなにかかったシカをどう処理したらいいのか、自分では処理できないということです。それが原因で免許取得にはなかなか至りません。

それには迅速に対応できるハンターの確保が必要だと思われまます。令和2年度にアンケートのかたちで住民懇談会が行なわれたと思いますが、そこでの猟友会員に対する課題についての質問に対し、村の回答として、2、3名の職員に免許を取ってもらい緊急時に対応することも考えているとの返答があったと思いますが、それはその後どのようなになったのか。なかなかハンターになるということは高い意識を持ったり、難しい試験を受けたり、大変なことだと思えます。分かる範囲で結構ですので、住民懇談会の時にお答えになって、職員に対する2、3名免許を取ってもらうという話は現状どうなったのか、分かれば教えてもらいたい。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） まさしく議員ご指摘のとおり、わなでかかったシカをどう処理したらいいのかというのは、現状ですと、地元ハンターさんというか、猟銃を持った猟友会の方がいればお願いをして止め刺しをしてもらうということが現状だと思えます。

今、以前の懇談会において職員に猟銃免許をとということにつきましては、その時もそ

うですし、かねてより村長からも、職員を雇ったらどうだという意見はその都度聞いております。

確かに必要なことかなあとは思いますけれども、数年前に中野市で4名の方を殺傷した事件がありまして、それ以後、猟銃の取得というのが非常に厳しくなっているのも現状であります。ましてそれを職務と言ってもなかなか押しつけてやるということであったり、一般の方に対しても猟銃の補助を出している自治体は実際にはあるのですけれども、なかなかそこには先程言ったような危険が伴って、例えば補助金を出して免許を取らしたけれども、万が一事件でも起きた場合にはやはり言われなくてもいい責任問題を問われるということを考えますと、なかなかちょっと踏み出せないというのが現状であります。

ですので、現状としては職員が猟銃の免許を取りに行くという段階には至っておりませんが、そういったことも含めまして、これから必要性については、簡単に言うと希望すら取っていないのが現状でありますので、ひょっとしたらそういった志のある職員もいるかもしれませんので、改めて聞いて対応できればと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 確かに私があの時、職員にわなの免許をトライしていきましよう

という話はしたわけでございます。しかしながら今話のとおり、後の処理の問題でなかなかいかなかったというのが現状でございます。しかしながら万が一近所にクマが出たと、しかも学校の近所にクマが出たと。そういう時に今の猟友会の皆さんはほとんど畑に行っていて、間に合わないというケースも考えて、一人、銃の免許を取ったらどうかというお話だったと思います。

今言ったとおりあと処理に困るのが現状でございます。それでも村民でなくも村民の皆さんの若い皆さんにまだまだお願いすれば、増える要素はあろうかと思えます。

今、4番議員の渡邊亜子さんがやっています。私も当初はやっていましたが、やはりあと処理が苦手でございます。放したという経過がございます。

またこれから後継者の方にも話しかけて、何とか一人でも増やせればなあと考えておりますので、またその節はご指導のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 川上真人君。

○2番（川上真人君） 私の考えもそのとおりでございます。なかなか職員だから一人

取れとか、そういうちょっと特殊なものなので、厳しいことも重々承知しております。

村民の中にでも囑託で受けてくれる人とかいたりしてくれればいいことだと思いますので、村と村民がいっしょになっていい方法を考えていきたいと思っておりますので、

よろしくお願ひいたします。以上で質問は終了します。

○議長（由井秀樹君） 以上で2番議員 川上真人君の一般質問を終ります。

一般質問を続けます。通告番号5 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 通告に従い、村の空き家対策について、村づくり推進課長にお伺ひします。

全国的に都市部への人口流出や少子高齢化によって地方の過疎化が進み、管理されていない空き家の増加が問題となっています。本村では平成29年度に空き家調査が行なわれており、その際に確認された村内の空き家は約120軒、その内適切に管理されていない空き家が20軒という結果が示されています。この調査から8年が経過し、村内の空き家はさらに増えているように見受けられ、本村でも空き家対策を行なっていく必要があると考えられます。

本年度の予算には空き家対策に関する費用が計上されています。村内の空き家調査を実施するとのことですが、どういった調査が行なわれるのか、この調査の結果をどのように空き家対策に活用していくのかお聞かせください。

また対策の一環として、今月から「空き家対策窓口」が開設されますが、その活動内容と現在の申し込みの状況を併せてお答えください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 7番議員の「空き家対策について」のご質問にお答えします。

議員申された前回の空き家調査について、繰り返しになりますが、平成29年に空き家調査を職員によりまして各林野保護組合のご協力のもと実施しまして、空き家総数は118戸でした。

それから8年経過しまして、空き家の数が増えているのはもちろんですが、今回の調査では数以外に、最新の空き家の所有者を把握し、その所有者に今後どうしていきたいのかの意思確認をし、売る、貸す、解体更地にして別利用するなどの空き家解消に向けての行動を促し、空き家を解消するところまでを目標としています。

その業務については、国の補助金を利用しまして、「空き家活用株式会社」に委託をしております。この「空き家活用株式会社」とは今年の3月に業務提携を結んでおります。

今月から9月末までの間に、全地区で空き家調査を行い、村から依頼を受けた調査員が腕章を付けて、道路等の敷地に入らないところから目視で外観調査を行い、老朽の度合いについて4段階に分けてデータ化します。外からジロジロ見ていると気持ちが悪いかも知れませんが、昨日、今日と放送で周知しておりますが、住民の皆さんにはご理解をいただきたいと思ひます。

それぞれに基づきまして、所有者に意思確認を行なっていきます。懸案でした空き家問題は今取りかからないと所有者が不明な空き家がますます増え、長年放置されることで、環境衛生上の問題や倒壊などの危険となる可能性が上がるなど、村のイメージも悪くなったり様々な問題を増やす要因となります。村民の皆様には空き家調査について、改めてご理解とご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、「川上村空き家なんでも相談窓口」の申し込み状況についてのご質問にお答えします。

今月の3日から相談窓口を開設しております。現時点では相談はまだございませんが、相談窓口の利用について、村のホームページに加え、今月末にチラシを全戸配布することを予定しております。

相談窓口を設置した目的は、どこに相談していいかわからないまま、空き家を放置してしまっている方に、空き家解消に向けて行動を促し、解消した後押しをすることが目的ですが、近い将来空き家になる可能性ある方も、いわゆる空き家予備軍というものですが、早い段階で相談していただくことで、新たに空き家になることを削減することも目的としております。

また近年は、移住や活用の相談等も年に数件ございますので、そういった相談にも対応していきます。

また来年度には、空き家バンクの開設も計画しており、空き家あるいは空き家を解体した後の場所の利用について、希望される方とのマッチングを図り、空き家の解消を進めていきたいと考えております。

空き家は放置すればするほど解決までに時間を要しますので、「川上村空き家なんでも相談窓口」にお気軽に相談していただきたいと思います。

この事業は川上村の空き家対策に向けて、第一歩となると考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 由井基治君。

○7番（由井基治君） 再質問します。相談窓口開設の広報を行なうということですが、空き家になっている家屋の持ち主は村内より村外の人が多いと思います。そういった方への周知こそ重要だと思いますが、どのように取り組む予定なのかお聞かせください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） おっしゃるとおりでございます。村内よりも村外の方が需要があるのではないかと推測しておりますが、調査終了後以降、通知等でその意思確認をしていきたいと考えております。

それで毎年5月に固定資産税の通知を送っているわけですが、今度そこに一緒にその

案内を送付して相談窓口の案内文も同封したいと考えております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 空き家の解体にかかる補助金を計上されていましたが、こういった制度なのか説明をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 今年度から空き家の解体に対する補助金制度を開始しております。3年以上空き家になっている住宅に対しての解体費用に対して補助金50万円を上限として2分の1を補助するものとなっております。

これにつきましても、村のホームページや今月末に全戸配布するチラシに掲載する予定でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 分かりました。川上村でも人口が急速に減って行って、空き家もさらに増えていくことが予想されます。相続であったり家庭の事情であったり、対策には難しい部分もあると思います。県でも司法書士の専門家を派遣する事業を行なったりしているようですので、うまく連携しながら進めていってもらえればと思います。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で7番議員 由井基治君の一般質問を終わります。

これで本定例会に通告のあった一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了しました。

なおこの後15時40分から各委員会を行いますので、委員会室にお集まりください。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦勞様でした。

（散会 15時18分）

令和7年川上村議会第2回定例会

令和7年6月17日
(開会 10時00分)

○議長(由井秀樹君) おはようございます。
本日は全員の出席を得ています。
これから本日の会議を開きます。

日程第5 議第39号 資金積立基金条例の一部を改正する条例

○議長(由井秀樹君) 日程第5 議第39号 資金積立基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第39号 資金積立基金条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6 議第40号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(由井秀樹君) 日程第6 議第40号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第40号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7 議第41号 令和7年度川上村一般会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第7 議第41号 令和7年度川上村一般会計第1回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 4番 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 21頁7款商工費1項商工費17節備品購入費について質問します。今回、山菜まつりの前日に設営されたテントが強風により飛ばされ破損したことで、補正予算138万9,000円が計上されております。

当日は突風が吹き、風速22mとのことでしたが、実際テントは風速12mぐらいで飛ばされるというのが分っています。天候による不可効力ということなので、理解はいたしますが、今後も同様なイベントが続いて行く中で、保険の見直しなどお願いしたい点があります。

今回、施設賠償責任保険というものに入っていたようですが、それには細かな項目があって、本人が持ってきた物が飛ばされた場合は、村としてその保険には適応されるけれども、村が持っていたものに対しては、保険が適応されないという難しい決まりがあるようでした。

それで今まで多分突風などの被害がなかったのですが、これでよかったです。これからいろいろな気象条件が悪くなってきていて、先日も4月消防の大会とか文化センターで行なわれた、あと郡の合同庁舎の大会とかも結構な強風で、テントを半分たたんだとか、押さえたとかいろいろな経緯がありました。

テントによる被害は各地域でもありまして、テントで被害が出たりとかあるので、ちょっと動産保険とかいろいろな保険があるので、見直していただいて、毎回このようなせっかく保険に入っているのに、補正で140万円近いお金が計上されるということがないようにお願いしたいです。産業課長お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） 誠に想定外と言えどもご迷惑をおかけして申し訳ありません。

実際、山菜まつりに関していえば、一番はテントの位置を前日に確定したいというのが目的でテントを設置いたしました。議員ご指摘のように対象となる保険への加入も今後検討いたしますが、一番はテントの位置を確定したいということなら、一度テントを張って、そこに外れないようなマーキング、印を打ち込んで、それを前日の作業としてテントを建てるのは当日に建てるという対応も必要ではないかなあと、今回のことが起きましてから、私自身は思っております。

以前、議員が言われたように、いろいろなところでテントの被害というのはあって、

私も記憶するところは上田かどこかで子供たちの陸上大会のときに、テントが巻き上げられて、けが人が出たということも記憶しております。

実際にはお祭りの最中にそういったことが生じるということもありますし、今言われたように保険の加入はもとより、やはり来ていただいた方にけがをさせてはならないということがありますので、そういったことも含めまして、もう一度テントの設置については課内で検討いたしまして、来年に備えたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 4番 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） そういうことでよろしく申し上げます。2,000人クラスのイベントでも保険料は意外に掛け捨てなので安くて、たぶん5万円ぐらい出せば、いろいろな補助が出る保険があると思うのですけれども、保険の項目が小さすぎて読むと適用外というのがすごくあるのは自分もいろいろ保険を使って分っていますので、専門家がいるので、こういう場合があったら出る保険をお願いしますということで、今後ともみんなの安全を守るために検討をよろしく申し上げます。

これで終わります。

○議長（由井秀樹君） 4番議員 渡邊亜子さんの質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第41号 令和7年度川上村一般会計第1回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8 議第42号 令和7年度川上村国民健康保険特別会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第8 議第42号 令和7年度川上村国民健康保険特別会計第1回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 42 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 9 議第 43 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 9 議第 43 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 43 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで訂正をお願いします。議事日程に高額医療費と記載されていますが、高額療養費と訂正をお願いします。

日程第 10 陳情第 2 号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第 10 陳情第 2 号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情を議題といたします。

本陳情については総務経済委員会に付託されていますので、その審査結果を総務経済委員長から報告を求めます。 総務経済委員長 古原和哉君。

○総務経済委員長（古原和哉君） =陳情第 2 号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は継続審査です。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切ります。 古原委員長は自席にお戻り下さい。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第2号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は継続審査と決定しました。

日程第 11 陳情第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第 11 陳情第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情を議題といたします。

本陳情については社会文教委員会に付託されていますので、その審査結果を社会文教員長から報告を求めます。 社会文教委員長 川上真人君。

○社会文教委員長（川上真人君） =陳情第3号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切ります。 社会文教委員長は自席にお戻り下さい。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定しました。

日程第 12 陳情第 4 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第 12 陳情第 4 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情を議題といたします。

本陳情については社会文教委員会に付託されていますので、その審査結果を社会文教員長から報告を求めます。 社会文教委員長 川上真人君。

○社会文教委員長（川上真人君） =陳情第4号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。
質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切ります。 社会文教委員長は自席にお戻り下さい。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第4号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定しました。

ここで暫時休憩とします。そのままでお待ちください。

（休 憩）

○議長（由井秀樹君） 会議を再開いたします。

お諮りします。

追加第1号として

日程第1 議第44号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議第45号 令和7年度川上村デジタル防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結について

日程第3 議第46号 川上村営バス車両の取得について

日程第4 議第47号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意について

日程第5 議第48号 川上村副村長の選任・同意について

日程第6 議員派遣の件

日程第7 委員会の議会閉会中の継続審査の件

日程第8 委員会の議会閉会中の継続調査の件を日程に追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お配りした追加日程表の日程番号のとおり、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議第44号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 追加日程第1 議第44号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第44号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第44号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、原案に賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

追加日程第2 議第45号 令和7年度川上村デジタル防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結について

○議長（由井秀樹君） 追加日程第2 議第45号 令和7年度川上村デジタル防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。 むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） =議第45号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第45号 令和7年度川上村デジタル防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

追加日程第3 議第46号 川上村営バス車両の取得について

○議長（由井秀樹君） 追加日程第3 議第46号 川上村営バス車両の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。 中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） =議第 46 号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。 4 番 渡邊亜子さん。

○4 番（渡邊亜子さん） 今回バスの購入ということで、いらなくなったバスが出てくるわけですよね。それはどのようにするか伺いたい。

それともしこれはまだ 15 年なので、振興公社の方で 1 台はギヤが壊れていて、1 台はクーラーが壊れていて、もう 20 年以上経っていて、ちょっと悲惨な状況なんですね。村同士なので、もし公社の方に状態が良ければ払い下げてもらおうという方法ができるかどうか伺いたいです。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） 今回のバスの車両の見積りをとる際に、下取りに関して伺ったのですが、自動車会社の方ではだいたい 10 万円ぐらいにしかないということを知っています。今言ったように比較的 3 ヶ月点検等公共のバスでありますので、状態はよろしいかなと思っています。

振興公社の方の理事会でも今、文化センターの駐車場に複数台車両バスが停まっております、なかなか稼働率また維持経費もあれだけあるとたぶんかかるなあということで、公社の理事会等でもそういったご意見があるのは承知しております。

公社の方からもまた別件もあるのですけれども、その車両について取得したいという申し入れ等は伺っておりますので、払い下げるにしてもどういうふうに払い下げるかを含めて検討して対応してまいればいかなあと思っています。

○議長（由井秀樹君） 4 番 渡邊亜子さん。

○4 番（渡邊亜子さん） そういうことが検討されているということで安心しました。公社の方もバス 3 台をあそこに置きっ放しで、維持費もかかるしどうなのかなあと思っていたのですが、必要なときは足りないぐらい稼働率があるようなので、時期的なものもあるのですけれども、1 台減らしてうまく村のことですので、両方が共有してできるようなかたちになれば、公社の方も安心できると思うので、これからもご検討よろしくお願いします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で 4 番 渡邊亜子さんの質疑を終結といたします。

ほかに質疑ございませんか。 1 番 中嶋治樹君。

○1 番（中嶋治樹君） 今の渡邊議員といっしょなんですけれども、村でそういう払い下げとかして使えばいいのですけれども、先程言ったように下取りの見積りが 10 万円程度で、3 ヶ月に 1 回法定点検もやっているということで、まだ走れると思うので、今、オークションとかにも出て、以外にバスだったり、消防車だったりとか 10 万円より

は高く取引きされているような現状もあるので、もし売る場合にはそういうところも考えて、業者に 10 万円を出すのではなく、10 万円でも 20 万円でも高く売れる方法も少し模索してもらえればと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） 恐らく今回の村営バスに限らず公用車、例えば知事が乗る車などもそういったオークションにも出ている事実もございますので、いろいろな選択肢を考えながら、先程渡邊議員も言われたように、当然、村の中の公用車の利用、必要性があれば、私としては優先をしたいなあと思いますけれども、そういうオークションということも検討の一つの中に入れてまいりたいと思います。

○議長（由井秀樹君） よろしいですか。 1 番議員 中嶋治樹君の質疑を終結いたします。
ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 46 号 川上村営バス車両の取得について、原案に賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

追加日程第 4 議第 47 号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意について

○議長（由井秀樹君） 追加日程第 4 議第 47 号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意についてを議題といたします。

説明を求めます。 村長。

○村長（由井明彦君） =議第 47 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議第 47 号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員。したがって、議第 47 号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意については同意することに決定しました。

追加日程第 5 議第 48 号 川上村副村長の選任・同意について

○議長（由井秀樹君） 追加日程第 5 議第 48 号 川上村副村長の選任・同意についてを議題といたします。

関係者の退席を求めます。 産業課長 中嶋昌哉君。

説明を求めます。 村長。

○村長（由井明彦君） =議第 48 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決を行います。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場の施錠）

ただいまの出席議員は全員です。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に第 1 番 中嶋治樹君、及び第 2 番 川上真人君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみまします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。（投票箱の点検）

「異常なし」と認めます。（議員側演台を議長左側に移動し投票箱を設置）

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

「投票漏れなし」と認めます。

開票を行います。

1 番 中嶋治樹君、2 番 川上真人君は開票の立会いをお願いいたします。

(開票、集計)

投票の結果を報告します。

議第 48 号 川上村副村長の選任・同意については、賛成 9 票、全員賛成です。したがって、議第 48 号 川上村副村長の選任・同意については、同意することに決定しました。

産業課長 中嶋昌哉君の復席を認めます。(産業課長入室)

ただいま、中嶋昌哉君が副村長に同意されたことを報告します。

ここで中嶋昌哉君よりあいさつをお願いします。

○副村長(中嶋昌哉君) ただいまは私を副村長にする案件につきまして、ご承認をいただきありがとうございます。本会議の貴重なお時間を少しいただきごあいさつを申し上げます。

私は愛知県からここ川上村に来て 37 年が経ちました。また役場に奉職して 31 年目となりました。1 ヶ月ほど前、村長からこの件についてお話をいただきました。何事もなくれば来年 60 歳となり、役職定年、課長職を退き、定年延長により再任用を含めればまだ何年も勤めることができます。

そんなことは私にとってはどうでもよくて、今回私を必要としてくれたことに私は応えなければいけない。応えたいとすぐに決断をしておりました。

そして改めて副村長の職責について何か考えてみました。副村長の副とは訓読みで副(そう)副える(そえる)ということになります。村長に寄り添う、補佐することが私の職責であると考えております。

ただし「はいそうですね」とイエスマンでいるつもりはありません。村長もそんなことを私に望んでいるとは思っておりません。村長が掲げる施策、政策をどう成し遂げていくか、それを私が微力ですが、支援補佐していくことが結果として村民の福祉、村民のサービスの向上につながると考えていますので、しっかりと議論して取り組んでまいりたいと思います。

またこれまで何人かの助役、副村長とも仕事をしてまいりました。私にとってその方たちは私の支えとなる相談相手、拠りどころでありました。私では力不足かもしれませんが、そうなれるよう職員を指導しながら意思疎通を図っていきたいと考えております。

いずれにしましても奢ることなく努めてまいりますので、立場は変わりますが、議員の皆様、村民の皆様にはこれまで以上のご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。お時間をいただきありがとうございました。

追加日程第6 議員派遣の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第6 議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第129条による議員派遣について、お手元に配りました「議員派遣の件」のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

追加日程第7 委員会の議会閉会中の継続審査の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第7 委員会の議会閉会中の継続審査の件を議題といたします。総務経済委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第8 委員会の議会閉会中の継続調査の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第8 委員会の議会閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（由井秀樹君） 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回定例会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

（閉会 11時05分）

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番